

## 退職・休職したかたがいたら（一括徴収）……

- 1 退職・休職後の税額（未徴収税額）について、退職金や給与からまとめて徴収し、納入することを一括徴収といいます。
- 2 令和6年6月から令和6年12月までに退職した場合は、本人の申出により一括徴収することができます。
- 3 令和7年1月から令和7年4月までに退職した場合は、本人の申出とは関係なく一括徴収することが地方税法において義務づけられています。

※ 退職の場合、「給与・賞与支払額」、「社会保険料控除額」欄にもご記入ください(来年度の課税資料となります。)

切り取らないで、A4用紙にコピーしてご利用ください。

—記入例—

給与支払報告 に係る給与と所得者異動届出書  
特別徴収

6年度	未申	普徴	他課	通納	資遣	メモ	入力	確認
7年度								

(宛先)	給与特別徴収義務者 氏名	秋田市工業 株式会社	特別徴収義務者 特定番号	79999999
秋田市長	フリガナ	秋田 太郎	法人番号又は個人番号	88888888888888
令和6年12月3日	所在地	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号	係名	経理
			氏名	秋田 花子
			電話	(018) 863-2222

給与 氏名	フリガナ	秋田 太郎	旧姓		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動事由	異動後の 未徴収税額の徴収
生年月日	□大正 □昭和 □平成	50年8月1日			12,000	6,000	6,000	令和6年11月30日	退職等 (休職含) <input checked="" type="checkbox"/> 退職等 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転勤	<input type="checkbox"/> 特別徴収継続 <input checked="" type="checkbox"/> 一括徴収 (退職者から 全部徴収して納入する) <input checked="" type="checkbox"/> 普通徴収 (退職者本人が 納入する)
個人番号	9999999999999999									
住所	秋田市上町三丁目3番3号									

一括徴収について	給与・賞与支払額	1,135,427
一括徴収する理由	社会保険料控除額	102,621
<input checked="" type="checkbox"/> 異動が12月31日までの期間で本人より申出があったため(11月17日申出)	退職日が属する年の1月1日からの金額を記入してください。	
<input type="checkbox"/> 異動が1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため	氏名	秋田 花子
一括徴収しない理由	生年月日	□大正 □昭和 □平成
<input type="checkbox"/> 支払われる給与もしくは退職手当等が未徴収税額より少ないため	死亡退職 された場合	
<input type="checkbox"/> その他( )	住所	

新しい勤務先(転勤先)で特別徴収を継続する場合、必ず記入してください。

右記転勤先へ 月割額 ( ) 円を ( ) 月分から徴収するよう 連絡済です。	フリガナ	秋田 太郎	特別徴収義務者 特定番号	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	法人番号又は個人番号
	名称				
	所在地				
	電話				
	給与所得者受給者番号				

※本枠のみご記入ください

## 退職・休職したかたがいたら（普通徴収）……

- 1 令和6年6月から令和6年12月までに退職・休職し、一括徴収の申出がない場合、特別徴収できなくなった税額（未徴収税額）は普通徴収という方法で本人に納付していただきます。  
普通徴収の納期は6月、8月、11月、1月の4回となります。  
そのため、退職の時期により1～4回に分けて納付していただくこととなりますので、退職されるかたにもあらかじめご説明ください。
  - 2 右の例では、(ウ)未徴収税額6,000円を1月納期の1回で納付していただくこととなります。
  - 3 令和7年1月から令和7年4月までの退職・休職で一括徴収できない場合は、その理由をご記入ください。
- ※ 退職の場合、「給与・賞与支払額」、「社会保険料控除額」欄にもご記入ください(来年度の課税資料となります。)

切り取らないで、A4用紙にコピーしてご利用ください。

—記入例—

給与支払報告 に係る給与と所得者異動届出書  
特別徴収

6年度	未申	普徴	他課	通納	資遣	メモ	入力	確認
7年度								

(宛先)	給与特別徴収義務者 氏名	秋田市工業 株式会社	特別徴収義務者 特定番号	79999999
秋田市長	フリガナ	秋田 太郎	法人番号又は個人番号	88888888888888
令和6年12月3日	所在地	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号	係名	経理
			氏名	秋田 花子
			電話	(018) 863-2222

給与 氏名	フリガナ	秋田 太郎	旧姓		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動事由	異動後の 未徴収税額の徴収
生年月日	□大正 □昭和 □平成	50年8月1日			12,000	6,000	6,000	令和6年11月30日	退職等 (休職含) <input checked="" type="checkbox"/> 退職等 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転勤	<input type="checkbox"/> 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 一括徴収 (退職者から 全部徴収して納入する) <input checked="" type="checkbox"/> 普通徴収 (退職者本人が 納入する)
個人番号	9999999999999999									
住所	秋田市上町三丁目3番3号									

一括徴収について	給与・賞与支払額	1,135,427
一括徴収する理由	社会保険料控除額	102,621
<input type="checkbox"/> 異動が12月31日までの期間で本人より申出があったため( )月 日申出)	退職日が属する年の1月1日からの金額を記入してください。	
<input type="checkbox"/> 異動が1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため	氏名	秋田 花子
一括徴収しない理由	生年月日	□大正 □昭和 □平成
<input type="checkbox"/> 支払われる給与もしくは退職手当等が未徴収税額より少ないため	死亡退職 された場合	
<input type="checkbox"/> その他( )	住所	

新しい勤務先(転勤先)で特別徴収を継続する場合、必ず記入してください。

右記転勤先へ 月割額 ( ) 円を ( ) 月分から徴収するよう 連絡済です。	フリガナ	秋田 太郎	特別徴収義務者 特定番号	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	法人番号又は個人番号
	名称				
	所在地				
	電話				
	給与所得者受給者番号				

※本枠のみご記入ください